

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。  
※死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

|    | 3ヶ月前 | 2ヶ月前 | 1ヶ月前 | 出産予定月        | 1ヶ月後 | 2ヶ月後 | 3ヶ月後 |
|----|------|------|------|--------------|------|------|------|
| 単胎 |      |      |      | 出 産<br>予 定 月 |      |      |      |
| 多胎 |      |      |      | 出 産<br>予 定 月 |      |      |      |

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。

※産前産後期間の保険税が0円になるものではありません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。**

| 令和5年8月 | 9月 | 10月 | 11月          | 12月 | 令和6年1月 | 2月 |
|--------|----|-----|--------------|-----|--------|----|
|        |    |     | 出 産<br>予 定 月 |     |        |    |

…対象期間

※令和5年11月に出産した場合、**令和6年1月相当分**の保険税が減額されます。

令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

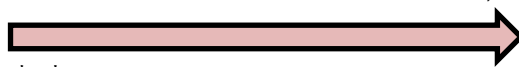
## 届出に必要な書類

### ①産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書

(担当窓口備えつけ、もしくは市HPよりダウンロードできます)

※こちらから

市HPへアクセスできます。



### ②母子健康手帳など、出産予定日または出産日が確認できる書類の写し

※角田市発行の母子健康手帳では以下のページで確認できます。

出産予定日：4ページ目、出産日：1ページ目

※角田市以外が発行した母子健康手帳の場合はページが異なる場合がありますので、該当箇所をご確認ください。

※多胎の場合は、全員分の母子健康手帳の表紙の写しが必要です。

### ③申請者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）

## よくあるご質問

### Q1 令和5年12月に出産しました。何月分の保険税から免除が適用されますか？

A1 制度の施行開始が令和6年1月であるため、令和5年12月に出産した場合は、令和6年1月、2月分の保険税に免除が適用されます。

### Q2 免除申請をする前に、年間保険税額をすべて納付しています。免除が適用された場合、払いすぎた保険税は戻ってきますか？

A2 すでに納付済の保険税が免除対象となった結果、払いすぎた保険税が発生した場合は還付されます。

### Q3 令和6年1月15日に出産し、免除申請をしましたが、令和6年2月20日に他市町村へ転出することになりました。角田市では何月分まで免除が適用されますか？

A3 転出等により国民健康保険資格を喪失する場合、月割賦課により角田市では令和6年1月分まで保険税が賦課されるため、免除の適用も令和6年1月分までとなります。令和6年2月、3月分の免除については転出先の市町村で申請が必要になります。

**届出先 下記のいずれかへ申請してください（窓口持参または郵送）**

**送付先 〒981-1592 角田市角田字大坊4 1**

**角田市税務課保険税係 TEL：0224-63-2114**

**角田市市民課保険年金係 TEL：0224-63-2117**